

年金受給者の再就職について

老齢厚生年金・障害厚生年金および共済年金の受給権者が再就職したときは、下記届出が必要です。

● 公務員(フルタイム再任用職員を含む)として再就職した場合

「年金受給権者再就職届書(組合員用)」が必要です。

ご提出が遅くなりますと、年金額の過払いとなり、ご返還いただく場合があります。

※引き続き組合員(公務員)となった場合を除きます。

● 公務員(短時間再任用職員)、民間会社や私立学校共済の教職員等に再就職した場合

届出は不要です。

● 国会議員・地方議会議員に就任した場合

「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」が必要です。



【令和5年4月以降の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が48万円(注)以下のとき

支給停止額
= 0円(全額支給)

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が48万円(注)を超えるとき

支給停止額
= (総報酬月額相当額+基本月額-48万円)×1/2×12

(注) 令和5年度の支給停止調整額は、47万円から48万円に改定されます。

用語の説明

- 基本月額
加給年金額を除いた老齢厚生(退職共済)年金の月額
- 総報酬月額相当額
(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

※支給停止額は月ごとに計算されるため、標準報酬月額等の増減により変更される場合があります。

年金払い退職給付に係る財政状況(令和3年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに令和3年度末の「財政検証結果」を掲載しています。

是非、ご覧ください。<https://www.chikyoren.or.jp/>(地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの「年金関連情報⇒年金財政関係⇒年金払い退職給付(退職等年金給付)

⇒財政検証・財政再計算」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会